

令和8年5月11日

医療事故の発生について

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院病院長 生越 章

このたび、当院において医療事故が発生しました。患者さん及びご家族に多大な不安と苦痛を与えてしまったことに、心よりお詫び申し上げます。また、当院で治療を受けられている患者さんをはじめ、地域の皆様の信頼を損ねる事故を起こしてしまったことについて、重ねてお詫び申し上げます。今後は事故防止策を徹底し、二度とこのようなことが起きないように努めてまいります。

魚沼基幹病院事故公表基準に基づき、医療事故の概要を公表します。

【医療事故の概要】

1 対象患者 十日町市在住の80歳代の男性

2 経 過

- (1) 令和7年3月3日、患者さんが当院にて冠動脈ステント留置術を行った際、血栓が末梢へ流出するのを防ぐ目的でフィルトラップ（血栓捕捉カテーテル）を使用しました。このフィルトラップを抜去しようとしたところ、抜去困難な状態となったため、当日中に長岡赤十字病院へ搬送し、同院にて緊急手術を受けていただきました。
- (2) フィルトラップの抜去が困難となった原因は、本来フィルトラップ用のガイドワイヤからステントを挿入すべきところ、誤って別のガイドワイヤからステントを挿入してしまったことによるものです。深くお詫び申し上げます。
- (3) 当院は責任を認め、患者さん及びご家族には、事故発生後速やかに事実経過を説明し、謝罪いたしました。
- (4) 緊急手術後、患者さんは入院・通院治療を継続していましたが、令和7年12月17日で治療が終了いたしました。
- (5) 損害賠償に関して示談が成立しております。

3 再発防止策

当院では本事故を受け、医療安全管理委員会において原因の調査及び再発防止策の検討を行いました。再発防止策として、フィルトラップのような使用頻度が低いデバイスを利用する際は、操作手順書により手順を明確にするとともに、手技について医師同士または臨床工学技士等とのダブルチェック体制とするとともに、操作時の呼称により確認する運用としました。

また、本事例を院内の医療安全研修における事例として共有し、組織全体での学習と意識向上を図っています。このことにより、同様の事例の発生を防ぐことが可能となっています。

〈問い合わせ先〉

一般財団法人新潟県地域医療推進機構

魚沼基幹病院 事務部次長 関

電話：025(777)3200